

研究助成

横浜市における船舶を活用した 災害医療体制の構築

横浜国立大学大学院都市イノベーション学府 博士後期課程
喜納 啓

(研究目的)

阪神・淡路大震災では、6,434人が死亡したが、その内、被災地外の医療施設へ迅速に搬送し治療すれば救命可能であったと考えられる死者は約500人いたと報告されている。今後、発生が懸念される首都直下地震でも、多数の負傷者および医療機関の被災に伴う要転院患者の発生等により、医療ニーズが急激に増大することで、被災地域内の医療機関のみでは、医療活動が困難になる恐れがあることから、被災地外からの迅速かつ効率的な医療支援が求められる。特に、地震による深刻な道路交通麻痺の影響で、陸路での到達が困難である地域では、海路や空路を活用した医療支援が重視されており、ドクターヘリや、自衛隊の航空機などを活用した医療支援体制の整備が進められている。しかし、船舶の活用に関しては、主に緊急物資・人員の輸送手段としての検討に留まり、医療支援の観点からの検討は十分ではない。よって、本研究は、神奈川県横浜市を対象地域として、首都直下地震を想定した医療支援における船舶運用に関する事前計画の立案に寄与することを目的に、災害拠点病院と船舶が連携した医療体制について考察する。

(研究方法)

既往研究では、震災時の交通障害が医療活動に与える影響が大きいこと、特に、震災時は倒壊建物による街路閉塞などにより、陸路による医療活動に障害が発生する可能性が高いことから、空路・海路を活用することの重要性が指摘された。また、重要性が指摘された空路・海路の利用については、陸路による医療活動の状況を踏まえた上で空路・海路をどう組み合わせるべきか検討されていた。

ただし、既往研究では、震災時における街路閉塞などの交通障害を想定した上で、重症者の陸上搬送を円滑に実施するための交通規制・道路啓開の優先順位や、災害拠点病院において対処可能な重症者数を考慮した上で、医療搬送における陸路・空路・海路の総合的な活用方法については、時間的・空間的な視点からの検討が不十分である。

よって、本研究は、横浜市を研究対象地域として、地域特性を踏まえた医療搬送・支援体制を検討するための評価手法を提案・活用することで、沿道建物の耐震化施策などのハード対策や、シナリオ地震における医療搬送・支援に関する応急対策について考察する。

図1は、本研究の枠組みについて示す。本研究では、横浜市の人口、建築物の構造、道路状況、災害拠点病院・ヘリコプター臨時離着陸場・港湾施設の立地などの地域特性を踏まえた上で、地震の揺れにより発生する重症者数、倒壊建物による街路閉塞などの交通障害、災害拠点病院における重症者の応急処置能力などを考慮して、重症者の医療搬送・支援に関する分析手法を提案する。そして、提案手法による分析結果から、震災直後の医療搬送を実施する上で重要な緊急交通路の選定・ボトルネックとなる細街路（幅員13m未満の国道、県

道および市町村道と定義)を明らかにする。また、シナリオ地震における災害拠点病院間の連携体制、陸路・空路・海路を総合的に活用した医療支援の在り方(特に災害拠点病院と船舶が連携した医療体制)などを考察する。

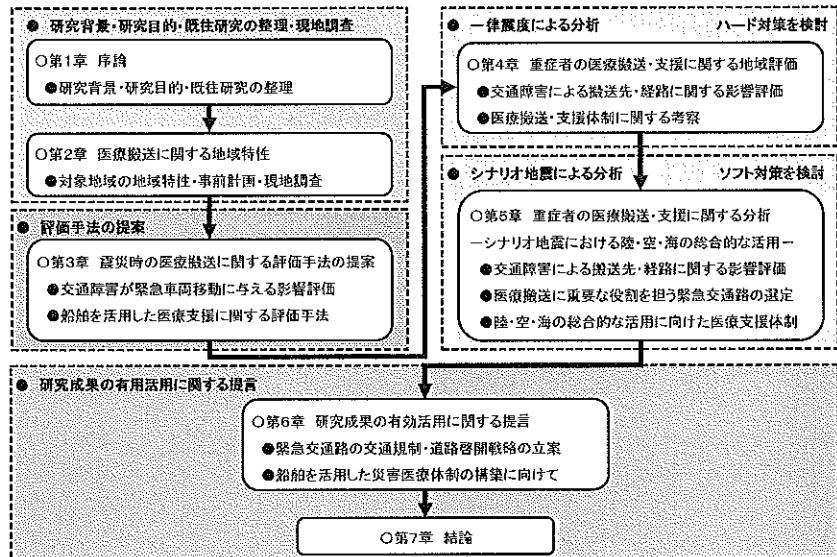


図1 研究全体の枠組み

(結果)

①現地調査

現地調査では、横浜市内の災害拠点病院である横浜市立市民病院、ヘリコプター臨時離着陸場として指定されている陸上競技場、耐震強化岸壁の港湾施設(図2)、岡山市内の瀬戸内海巡回診療船「済生丸」が停泊する港湾施設(図3)を調査した。また、瀬戸内海巡回診療事業推進事務所に対するヒアリング調査では、震災時の医療支援に関する「済生丸」の運用方法および派遣可否の判断条件(天候・停泊場所・給油・給水など)について学ぶことができた。



図2 山内ふ頭



図3 新岡山港

②震災時の医療搬送・支援に関する評価手法の提案

はじめに、250mメッシュ単位の重症者数のデータを構築する。次に、災害拠点病院における重症者の応急処置能力に関して、病床数を基に設定する。そして、交通障害が重症者の搬送に与える影響を評価し、震災時に重要となる緊急交通路・ボトルネックとなる細街路を選定する。最後に、時間的・空間的視点から、災害拠点病院に搬送される重症者数と、病院における重症者の応急処置能力、病院から最寄りのヘリコプター臨時離着陸場・港湾施設までのアクセス評価の結果を勘案した上で、船舶を活用した医療支援体制について考察する。

③重症者の医療搬送・支援に関する分析—医療船舶の活用に向けて—

はじめに、特定の震源地に依存しない結果を得るために、横浜市内全域に計測震度5.8（6弱）・6.0（6強）・6.2（6強）の一連の震度を想定することで、重症者数の算定および交通障害（倒壊建物による街路閉塞）を考慮した災害拠点病院までのアクセス評価を実施した。その際、交通障害の有無による搬送時間・搬送距離の差、重症者を別の災害拠点病院に転送する可能性が高い地域などを明らかにした。分析結果より、金沢区を除く横浜市沿岸部は、重症者の多く発生する現場から最寄りの災害拠点病院まで、緊急交通路・広幅員道路を使用することが容易であることから、倒壊建物による街路閉塞に伴う交通障害の影響を受けにくいことが明らかとなった。したがって、震災時、沿岸部の緊急交通路を活用することで、災害拠点病院間の連携や医療船舶を活用した医療支援が期待できる可能性が高い。

次に、横浜市において最大震度6強を観測する都心南部直下地震（図4）を想定し、提案手法を活用することで、陸路・空路・海路を総合的に活用した医療搬送・支援体制について考察した。分析結果より、震源に近く震度6強が観測される横浜市北部は、搬送時間が長く、重症者を最寄りではなく別の災害拠点病院に転送する可能性が高い地域が多く存在する。また、交通障害の影響を受けやすい地域は、震源から近く、広幅員道路・緊急交通路の活用が困難である内陸部の地域が大部分を占める。そして、医療搬送に重要な役割を担う緊急交通路は、災害拠点病院周辺だけでなく、重症者数の分布状況によっては、災害拠点病院から離れている地域や複数の緊急交通路が交差している箇所でも存在することも明らかとなった。

図5は、船舶を活用した医療支援体制を検討するための分析結果について示す。図5の災害拠点病院の丸の大きさは、病院に搬送される重症者に対して24時間で応急処置可能な重症者数（超過は赤色・未満は青色）について示す。また、都心南部直下地震時の交通障害を考慮した上で、A・G・Eの災害拠点病院から最も搬送時間が短いヘリコプター臨時離着陸場および港湾施設について示す。上記の結果を踏まえて、船舶を活用した医療支援体制を考察する。

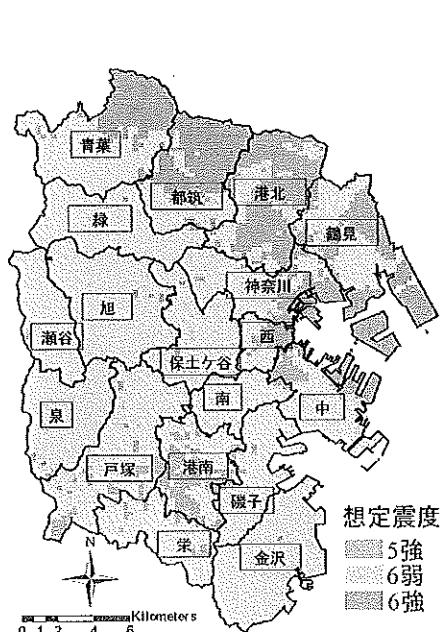


図4 都心南部直下地震の震度分布

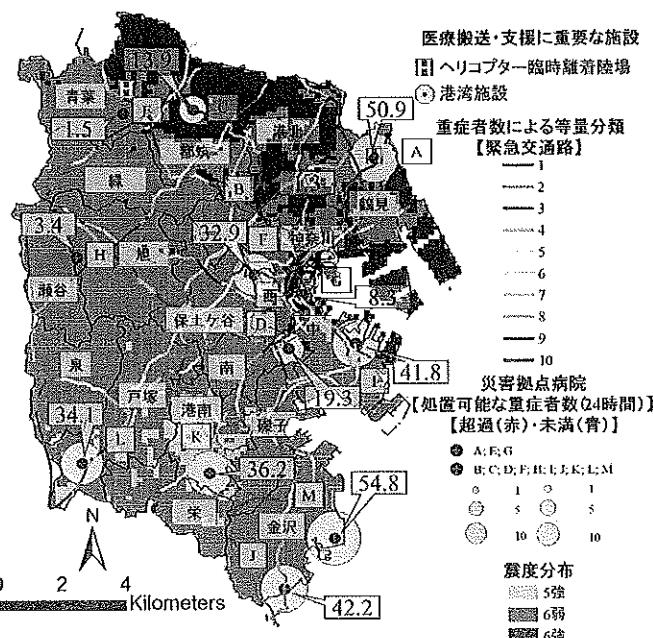


図5 船舶を活用した医療支援体制の考察

(成果・考察) 等

図5より、船舶を活用した医療支援を実施すべき優先度が高い病院は、Gの災害拠点病院であると考える。この理由として、Gは沿岸部に位置し、24時間で応急処置が可能な重症者数は超過しているものの、震災時の交通障害を考慮しても港湾へのアクセスが容易であることが挙げられる。そして、Gはヘリコプター臨時離発着場や高速道路近くに立地しており、周辺に他の災害拠点病院（F・D・I）も存在する。上記を踏まえると、Gの災害拠点病院は、船舶を活用した医療支援のハブとして活用される可能性が高い。具体的には、横浜市北部に位置する災害拠点病院の医療提供体制の逼迫を防ぐために、横浜市北部で発生する重症者を、沿岸部の緊急交通路を用いて、Gの災害拠点病院に転送するとともに、周辺の災害拠点病院（F・D・I）と連携して対応する。その際、沿岸部に停泊する船舶は、中等症の患者の収容・治療や、派遣される医療スタッフの宿泊施設・活動拠点としての利用が有効である。

以上、提案手法を活用して、震災直後の船舶を活用した医療支援について考察した。現状、船舶の活用に関しては、主に緊急物資・人員の輸送手段としての検討に留まり、医療支援の観点からの検討は十分ではない。このような課題に対し、提案手法による分析結果を用いて、船舶を活用した医療支援の在り方について考察することで、医療施設へ迅速に搬送し治療すれば救命可能である死者数の軽減に寄与できる。また、研究成果は、医療船舶を調達する際の基礎資料としての活用も期待できる。

今後の課題について、本研究の提案手法は、地震被害想定などの250mメッシュデータを基に構築していることから、全国の多くの自治体が利用できるものの、各道路リンクの交通障害の発生リスクを詳細に評価することは難しい。したがって、交通障害のリスクが高い地域を特定するためには、実際に現地調査を行うことが必要である。また、本研究では、研究対象地域を横浜市に限定して分析したが、首都直下地震が発生した場合には、横浜市北部の災害拠点病院に横浜市外からの重症者が搬送されることも予想される。したがって、実効性の高い医療搬送・支援に関する事前計画を立案するためには、対象地域の外からも重症者が搬送されるケースを想定することが必要である。そして、提案手法では、重症者の安定化処置に限定しており、継続的な治療は考慮していないこと、災害拠点病院の被災や、燃料・水・医療資源などの欠乏による機能不全は想定していない。よって、提案手法による分析結果よりも、医療提供体制が逼迫する状況が生起する可能性がある。あわせて今後の課題としたい。

(謝辞)

本研究で用いた建物現況データは横浜市建築局から提供して頂いた。また、本研究は公益財団法人横浜学術教育振興財団からの助成を受けた。関係各位に深甚の謝意を表す。

(研究成果)

【学会発表】

- 1) 和田恭輝, 矢代晴実, 松崎裕, 喜納啓: 震災時の医療搬送に関する評価手法の提案と減災対策への活用, 土木学会関東支部技術研究発表会, 2021.3

【査読論文】

- 1) 喜納啓, 稲垣景子, 佐土原聰, 矢代晴実: 震災時の部隊応援に寄与する救助活動の時空間変化の分析手法, 地域安全学会論文集, No.38, pp.1-10, 2021.3

神奈川県における音楽芸能のアーカイブ化を通じた非文字資料・ 文字資料の歴史民俗学的研究 —金沢・三浦半島地域の芸能 GIS 作成の試み—

神奈川県立歴史博物館
学芸部学芸員 渡邊浩貴

(研究目的)

本研究は、神奈川県内に今も残る音楽をともなう民俗芸能を対象に、芸能の所作・ワザ・祭礼具（民具）・聞き書きなどの非文字資料をアーカイブ化する作業を通じ、文字資料とあわせ、これら音楽芸能を民俗学的・歴史学的アプローチからその成立・伝播・継承にいたる歴史的展開過程を総合的に明らかにすることを目的としている。

県内の民俗芸能は、地域社会の歴史的な歩みと軌を一にしてその運営や形態をこれまで変化させてきた。だが、近年の急激な社会生活の変化や過疎化・少子高齢化の影響により、消失しつつある民俗芸能も少なくない。とりわけ口承の側面が強い民俗芸能では非文字資料の記録および歴史資料化は喫緊の課題である。

(研究方法)

本研究では上記の社会的要請を踏まえ、音楽をともなう民俗芸能を事例に、アーカイブ化を通じて非文字資料の歴史資料化を目指す。そこで本研究では、芸能の成立・伝播・継承の歴史的展開過程を追跡しやすい「音楽芸能」を扱う。県内への音楽芸能の伝播は、鎌倉幕府の成立と室町・戦国時代の地域的受容を契機とし、近世社寺により整備・再編される。とくに鎌倉に近い横浜市金沢区瀬戸神社、三浦市海南神社では民俗芸能や膨大な文字資料に恵まれる。本研究は2つの地域にて民俗学的・歴史学的に芸能の展開過程を明らかにする。その上で、これらの成果をGIS（地理情報システム・無料ソフトQGIS）上に統合し所属機関HPにて公表し、広く社会に成果還元し発信する。

(結果)

本研究ではフィールドワークと文献調査を中心とした研究を軸に非文字資料・文字資料を県内芸能に関する「歴史資源」として捉え、その収集・分析・公開を目指すものである。しかしながら、本研究採択後も新型コロナウィルス感染症の影響は続き、調査対象の祭礼が中止・延期が相次ぎ、また申請者の所属機関でもコロナ応援派遣のための人員減少が著しく、非文字資料の情報収集とアーカイブ化は不十分なものとならざるを得なかつた。

しかしながら、文献調査では、鎌倉期における芸能関係史料を網羅的に収集することができ、今後の県内音楽芸能研究の基礎史料をなすことができた。また祭礼そのものの調査はかなわなかったが、横浜市金沢区瀬戸神社での古文書および芸能・祭礼具の調査、三浦市海南神社での古文書および芸能・祭礼具の調査、伊勢原市高部屋神社での古文書および芸能・祭礼具の調査を実施した。また瀬戸神社の芸能と関連して、千葉県君津市の久留里城址資料館にて同市建暦寺の古文書および芸能・祭礼具の調査を実施し、鎌倉市鶴岡八幡

宮・瀬戸神社の芸能と関連して、静岡県浜松市津毛利神社の芸能・祭礼具の調査も実施した。上記の調査では、音楽芸能に関連する寺社の縁起や近世の祭祀に関する式次第書や帳簿類、また祭礼の際に使用する仮面（瀬戸神社では陵王・抜頭、海南神社では獅子頭・翁面、高部屋神社では還城楽・陵王・べし見、久留里城址資料館では菩薩、津毛利神社では王の舞面）を主に調査しデータ化した。

以下、①鎌倉期音楽芸能関係史料（文献史料のデータ化）、②寺社での古文書および芸能・祭礼具の調査内容、での調査結果について述べていきたい。

まず①の芸能関係史料では、そもそも神奈川県内の前近代に関する音楽芸能関連史料を網羅的に収集した研究は存在しない。永田衡吉『神奈川県民俗芸能誌上・下』（錦正社、1968年）という優れた芸能研究が存在するも、地域間の芸能の関連や、時代ごとの変遷、京都や他地域からの影響、さらには政治権力との関わり（前近代であればなおさらである）などは検討されておらず課題として残されている。そこで本研究では、各時代の丁寧な音楽芸能関連史料の収集を実施することで、時代ごとの変遷を動態的に追うことをまずは行った。一年間の助成期間では近世史料まで網羅することはかなはず、平安・鎌倉・南北朝・室町・戦国期といった中世関係史料を『神奈川県史』『吾妻鏡』『鎌倉遺文』『南北朝遺文』『室町遺文』『戦国遺文（後北条氏編）』などを用いて収集した。なかでも鎌倉期の都市鎌倉での音楽記事は突出しており、鶴岡八幡宮を中心に音楽芸能の実施内容を詳細に知ることができた。鎌倉が都市としての性格を有していたのは室町期に鎌倉公方が古河に動座するまでであり、以後は戦国期の戦乱のなかで荒廃し、戦国大名北条氏綱期に復興されるまでは都市としては存続しておらず、また政治の中心も関東では小田原や古河に移ってため、音楽芸能に関する記事をほとんど見出すことはできなかった。一方で小田原では猿楽などの芸能者が京都から招かれるなど、活発な様子が窺える。つまり、前近代とりわけ中世においては、音楽芸能の実施は政治権力と極めて密接な関係にあるため、必然的に鎌倉幕府が置かれた鎌倉では音楽記事が増加し、幕府滅亡後には小田原などの他の政治拠点で実施事例を見出すことができるようになるのである。そうであっても、やはり鎌倉期の音楽記事の多さは他の時代を圧倒しており、京都の音楽文化の受容や東国に伝播する様子が明瞭に窺える。この事例は、神奈川にどのような契機で音楽芸能が浸透してきたのかというその端緒を知ることができるものと判断される。本研究では「表 中世都市鎌倉および鎌倉幕府関係者の音楽儀礼・芸能記事一覧」※【別紙参照】を作成し、中世前期から後期にかけての音楽伝播の歴史的・地域的展開について考察を加えた（後述）。

②の調査では主に芸能・祭礼での仮面調査を実施し、それが制作された時期や他地域作例との比較・検証を行った。これは仮面を「モノ」として把握し、その形姿や技法から情報引き出すことを目指すものである。それに加えて仮面が実際に使用される芸能や祭礼の性格、仮面の伝来関係と伝世される寺社や地域の歴史を踏まえて、地域の歴史という文脈から「コト」として把握することを行った。この作業により、仮面が地域の場でどのように使用してきたのかを追うことができ、文献史料で認められる音楽伝播の歴史的・地域的展開に、非文字資料からアプローチすることが可能となる。

①・②の調査結果を受けて、本研究では以下の成果および考察を得ることができた。

※【別紙：紙数制限のため web 上で公開】

(成果・考察) 等

●中世前期における音楽伝播の歴史的・地域的展開について

成果1

まず①を詳細に分析することで、神奈川県に音楽芸能がいかなる契機で伝播し受容されたのかを知ることができた。その成果を受けて、申請者は単著論文「初期鎌倉幕府の音楽と京都社会—「楽人招請型」の音楽受容とその基盤—」（神奈川県立博物館研究報告. 人文科学 = Bulletin of the Kanagawa Prefectural Museum. Cultural sciences (47), 1-22, 2020年12月、神奈川県立歴史博物館）を公表した。本稿では、平安期の京都貴族社会で醸成された音楽文化が、列島社会へどのように伝播し受容されていったのかを、鎌倉幕府・中世都市鎌倉を事例に検討するもので、とくに幕府成立段階の源氏將軍期から摂関家將軍期までの期間を中心に、その音楽受容の形態を「楽人招聘型」と呼称し、①初期鎌倉幕府の「楽人招聘型」音楽受容の形態とその歴史的変遷、②初期鎌倉幕府における音楽文化の受容基盤、の二点について具体的に分析を加えた。明らかとした点は以下の通り。

①鶴岡八幡宮寺の神事整備を通じて、京都地下楽家楽人の下向と秘曲伝授を通じ、「楽人招聘型」音楽受容は源頼朝段階で到達点を迎える。その結果、本社石清水八幡宮に匹敵しうる神威の具備や都市鎌倉周辺で完結するような音楽儀礼（鶴岡陪従や鶴岡舞童の供僧門弟・御家人子息等で担われる樂舞）を形成し、その音楽文化の遺産は次代の源頼家・実朝の両將軍期へ継承されることとなる。その一方で、京都音楽界との関わりの希薄化という結果をもたらすこととなり、源氏將軍家が途絶え、京都から摂関家將軍藤原頼経が下向してくると、執權北条泰時期に京都音楽界との関係再構築が行われ、頼朝先例に擬えて再び京都楽人による音楽教習が復活する。初期鎌倉幕府の音楽受容は、一時的な断絶を経るもの基本的に京都地下楽人を招聘し秘曲をはじめ音楽伝習を受けることで成立していたのである。

②鎌倉幕府の受容基盤に着目すると、「楽人招聘型」期で音楽文化の担い手として登場する人物の殆どが京都社会と何らかの繋がりを持つ。鶴岡陪従大江氏一族や鶴岡舞人（舞童）を供出する大江広元・藤原邦通・藤原俊兼等も京都政界をルーツに持つ。また京都要人の饗応の場や、鎌倉で行われる遊興芸能の場では、在京経験を経て音楽芸能を攝取している工藤祐経や畠山重忠らが祇候し、京都楽人の音楽教授も受けている。「楽人招聘型」期の音楽受容は、京都政界にルーツを持つ下級官人や在京経験のある御家人を担い手として、音楽受容がなされていた。

初期鎌倉幕府での音楽受容形態は「楽人招聘型」であり、その受容基盤は京都政界にルーツを持つ下級官人や京都社会と関わり在京経験のある御家人たちに限定される。そのことは畢竟、地方政権であった初期鎌倉幕府の音楽文化そのものが、京都社会に属する、ないし関わる人材によって支えられていたことにほかならず、京都社会に依拠した音楽受容と言えよう。ただし、かかる状況は、摂家將軍期・執權北条泰時期に大きく変化を迎ることとなる。

以上の論考によって、最初期における神奈川県の音楽伝播・受容の実態を知ることができた。近現代の視点から地域の音楽芸能をみると、こられが所与のものと捉えられがちであるが、その歴史を繙いてみると、実は京都などの他地域から伝播したものであることが分かる。ただし、こうした伝播のあり方は決して一方通行的なものではなく、受容する側の基盤や、価値判断による取捨選択の影響を受けいることは留意すべきであろう。

成果2

瀬戸神社での仮面調査を受けて、申請者は単著論文「二つの中世陵王面—鎌倉鶴岡八幡宮と六浦瀬戸神社(上)ー」(民具マンスリー 54(3)、13529-13539、2021年6月、神奈川大学日本常民文化研究所)を公表した(なお、「二つの中世陵王面—鎌倉鶴岡八幡宮と六浦瀬戸神社(下)ー」は11月頃に掲載予定)。本稿では制作時期を同じくする神奈川県鎌倉市にある鶴岡八幡宮の陵王面と、横浜市金沢区にある瀬戸神社の陵王面を事例に、「モノ」と「コト」の視点から、地域の音楽文化伝播とその展開を追った。その成果内容は以下の通りである。本稿では、美術史学分野で近似性が指摘されるこの二面(両者ともに鎌倉初期の作例)が、なぜこれほどまでに似ているのかを検討した。結果、鶴岡と瀬戸神社に陵王面の近似性が生じた理由は、先に見た平安末期から開かれる交通を介して一体化していた鎌倉—六浦の関係を前提に、上総方面からの人材や情報流入の窓口として六浦が地域の中で機能していたことが大きく関係していたと結論づけた。とりわけ鶴岡社僧の人材情報や御神楽催行のための職掌の供給など、上総国は鶴岡の宗教儀礼を支える地域基盤の一つであったと評価でき、その流入窓口がまさに六浦であった。そして、鎌倉—六浦—上総に跨がる活動展開を果たしたのが、初期鎌倉幕府政治に大きな影響を及ぼした和田義盛と三浦一族であったと考えられるのである。つまり、鎌倉の鶴岡八幡宮と六浦の瀬戸神社に遺された形姿が極めて近似する二つの陵王面の存在は、単純に中世鶴岡から近隣の六浦への文化伝播の一例として理解されるものよりも、むしろ初期鎌倉幕府や形成期の鶴岡儀礼が、六浦やその背後に拡がる上総地域といった鎌倉近隣地域のネットワークによって支えられていたことの証左でもあり、瀬戸神社の陵王面はこうした地域の歴史を示す遺品でもあったのである。二つの陵王面は、こうした鎌倉初期における地域交流の歴史を物語る資料であった。鶴岡八幡宮と六浦瀬戸神社の二つの陵王面はなぜ似ているのか。本稿ではこの疑問を起点に、「モノ」論ではなく「コト」論から伝世品である中世舞楽面を歴史資料として捉え考察を加えた。結果、鎌倉初期の制作である二つの陵王面が遺された背景に、鎌倉・六浦の一体性と六浦の背後に拡がる上総地域へのネットワークの存在があり、鶴岡八幡宮寺の宗教儀礼、さらにはその音楽儀礼が、六浦・上総方面からの人・情報を必要とし、当該ルートが和田義盛や三浦一族によって支えられていたことを推定するに至った。鶴岡八幡宮寺を中心とする初期鎌倉幕府の音楽儀礼は、かかる地域と勢力を基盤としながら形成されていったと考えられよう。二つの陵王面の存在は、地方政権として誕生した初期鎌倉幕府を支える、広範かつ多様な地域基盤の存在を浮き彫りにさせるのである。

以上の論考によって、これまでの音楽伝播が京都—鎌倉、そして鎌倉—地域という図式で理解されていたことに対し、実は上総などの各地域が個別に京都と結び音楽受容がされ、そうした地域の先進的な文化との交流が存在したことで、鎌倉と周辺の音楽文化は形づくられてきたことを明らかとした。

成果1・2により今後の最初期の神奈川県の音楽伝播状況を文字資料・非文字資料の収集から子細に把握することができた。今後は近世文書でより個別具体的な音楽芸能の動向をたどり、実際の芸能を記録し聞き書きを集積することで、中世以後の地域ごとの展開を追っていきたい。

消費ビッグデータを用いた製造物瑕疵がもたらす 社会的コストの実証分析

横浜市立大学国際商学部・教授
太田 崑

(研究目的)

本研究の目的は、市場の質理論のフレームワークを用いて、製造物瑕疵が経済社会に与える影響を実証分析することにある。「質の時代」と呼ばれる21世紀において、製造物瑕疵の社会的コストを理解し、適切なルールをデザインしない限り日本経済の発展は望めない。製造物瑕疵についてミクロデータを用いた先行研究は限られており、さらに日本で起きた事件を題材にした実証分析は皆無である。そこで本研究では、2013年12月に発覚したアクリフーズ社農薬混入事件を題材に、高頻度消費ビッグデータを用いて分析を行う。具体的な課題は、製造物瑕疵に直面した消費者の行動とその後の製品普及過程の分析である。これは市場の質を構成する、製品の質の分析に相当する。本研究は、製造物瑕疵が市場の質をどの程度毀損するかという未解決の問い合わせに挑むものもある。

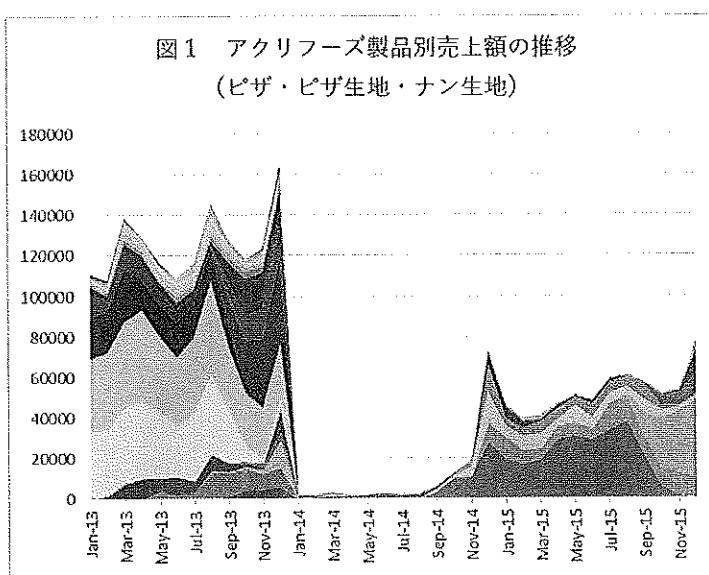
(研究方法)

本研究は製造物瑕疵が消費者の購買行動に与える影響を、アクリフーズ社農薬混入事件を題材に、市場の質理論のフレームワークで実証的に分析する。具体的には、市場の質を構成する製品の質の視点から研究課題に取り組み、市場の質がいかに毀損されるか（製造物瑕疵の社会的コスト）を分析することによって、健全な経済発展を支える法制度・経済政策のデザインを提案する。

【製造物瑕疵に直面した消費者の行動とその後の製品普及過程】

アクリフーズ社農薬混入事件とは、アクリフーズ群馬工場で製造された冷凍食品に高濃度の有機リン系農薬マラチオン（殺虫剤の一種）等が混入していたもので、コロッケやグラタン、ピザなど最終的には市販用67品、業務用45品の冷凍食品が回収対象となった。図1はアクリフーズ社が製造していたピザ・ピザ生地・ナン生地の製品別売上額の推移である。この図から分かることの一つは、事件発覚から一定期間経った後、新規製

図1 アクリフーズ製品別売上額の推移
(ピザ・ピザ生地・ナン生地)



品によって売上が回復しているものの、事件前ほどの売上には事件より一年経過しても戻っていないことである。ここから発生する疑問は、①消費者は、どのような要素（価格、メディア、口コミ、使用経験など）を通じて、製品の安全性や品質についての学習と購入決定を行うのか、②各要素を重視する度合いは、普及曲線上の消費者カテゴリーによって異なるのか、③以上の点は、平時の製品普及過程とどのように異なるのか、である。この疑問に答えるため、本研究では、製品選択にかかる消費者学習モデルに、マスメディアでの注目の度合い、社会ネットワークを通じた影響などの要素を組み込み、危機前、危機時、回復時のそれぞれで、どの要素が重視されるかを検証する。推計にあたっては、階層モデルを用いることで、消費者間の学習過程の個人差を反映させる。

（結 果）

本研究は上記①の視点に着目し、特に社会的学習の要素を組み込んだ分析を行った。他者の言動やその結果を観測することで行われる学習を社会的学習という。人々は、他者の言動等の情報を正確に伝達することを目的とする仕組み（例：新聞記事や公統計）からも学習する一方、それよりもはるかに幅広い機会を捉えて多くを学ぶ。例えば、周りの人が特定のガジェットをどのように使っているか、服をどのように着こなすか、新しい商品やアイディアにどう反応するか、などである。

本研究では、このように、他者の言動等の情報の伝達を目的としてつくられたわけではなく、したがって、不正確で断片的な伝達の仕組みを、インフォーマルな学習の仕組み（informal learning device）と呼び、それが私的情報を社会全体に拡散させる上でどのような役割を果たすのかを検証する。中でも、こうした仕組みによる社会的学習が、社会を真実に導く上で生産的な役割を果たし得るか、人々の間の多様性はこの過程に貢献するのか、といった問い合わせに取り組む。

そのために、本研究では、2013年末に発覚した冷凍食品の農薬混入事件（アクリフルーズ社農薬混入事件）を取り上げる。もし発覚後に問題企業の食品を消費した人数の全国合計（及び健康被害の発生件数）がわかれば、健康被害の発生確率は人々に容易に推測できるが、現実にはそのような数値は公表されておらず、公表されたとしても企業が信頼を失っている状況では数値の信憑性も疑われる。しかし、そのような状況においても、人々はインフォーマルな仕組み——ここでは、訪れた店先で個人が感じた製品の売れ行きを見て学習する。そこで、本研究では、ローカルな小売店舗での品揃えの観測を通じて、人々が健康被害の発生確率を学習し、製品の購入を再開する過程をモデル化し、企業の売上回復にインフォーマルな社会的学習がどのような役割を果たしたかを検証する。

具体的には、まず、計680,000製品以上の製品バーコード、常時50,000人以上のモニターの購入履歴を記録したスキャナー・パネルデータを用いて、期間中の冷凍食品の購入頻度が高かった100人の消費者が訪れた各小売店での販売製品のリストと価格の推移を復元した。これらのデータを用いて、消費者一人ひとりが、自分が訪れた小売店の商品棚の状況から当該製品の売れ行きについて主観的な認識を持ち、それによって健康被害が起こる確率についての信念を更新するペイズ学習モデルを推計した。社会的学習以外の要因を制御するため、製品価格への感応度、製品重量への感応度、個人が感じる製品の品質や好み、健康被害への感応度、健康被害に対するリスク態度、新聞記事などの公開情報からの印象

からの影響とそれを忘却する度合いを表す変数もモデルに組み込み、階層ベイズ推計を通じて、個人レベルのパラメータまでの推計を行った。

推計の結果、第一に、期間中に問題企業の製品の購入を再開した消費者（以下、「購入者」）は、そうでない消費者（以下、「非購入者」）と比べ、インフォーマルな仕組みがもたらす情報への感応度（社会的学習の強度）と、過去の公開情報から蓄積した印象を忘却する度合いが平均的に高いことがわかった（表1）。第二に、それらの度合いについて、購入者の間の多様性は非購入者より大きいことがわかった。これは、図2の散布図からも明らかである。

これらの推計結果を考慮すると、①売上回復の過程においては、インフォーマルな仕組みによる社会的学習が一定の役割を果たしており、また、②こうした社会的学習においては、学習者が多様であることが貢献していると考えることができる。

こうしたインフォーマルな仕組みによる社会的学習は、新型コロナウィルスの感染拡大の過程を含む、集団における生活様式や製品・技術、意見やアイディアの伝搬の様々な側面に影響を与えると考えられる。人々は、行政機関やマスメディアを通じて伝えられるフォーマルな情報だけでなく、ふだん利用するスーパーやコンビニの混雑状況、SNSに投稿される知人の旅行や外食の写真などから、新しい生活様式の有用性や感染リスクを学習している。そしてこうした先行者の行動が後続の学習者の行動に影響を与えることで、集団全体における伝搬の行方が左右される。高リスクの行動から感染確認までに時間的遅滞を伴う感染症の伝搬過程にあっては、学習の過程は一層複雑で制御が困難なものとなる。今後、様々な分野において、こうしたインフォーマルな社会的学習の果たす役割の解明が望まれる。

表1 購入者と非購入者の個人レベル・パラメータ（一部）

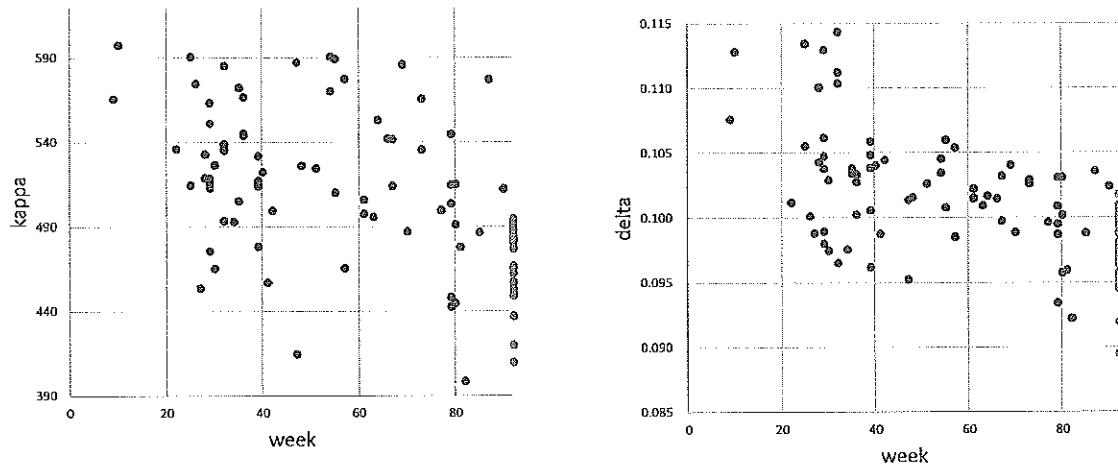
社会的学習の強度 (κ_n)

	Total	Non-Returners (30)	Returners (70) (Early-returners (33))
Mean	506.0	471.0	521.1 (529.6)
Standard deviation	45.1	23.1	43.9 (35.6)

公開情報からの過去の印象の割引率 (δ_n)

	Total	Non-Returners (30)	Returners (70) (Early-returners (33))
Mean	0.101	0.097	0.102 (0.104)
Standard deviation	0.005	0.003	0.005 (0.005)

※ “Early-returners”は、2014年12月末以前にアクリフレーズ製品を購入した消費者



※赤点は非購入者

図2 購入再開時期と個人レベル・パラメータ（一部）の対応

（成果・考察）

本研究は「階層ベイズ・アプローチを用いた非均質的エージェントによるインフォーマルな社会的学習の分析（Three Minds Equal Manjushari’s Wisdom: An Anatomy of Informal Social Learning with Heterogenous Agents by the Hierarchical Bayesian Approach）」（執筆者：佐藤正弘（東北大学），太田墨（横浜市立大学），伊藤新（経済産業研究所），矢野誠（経済産業研究所））として、経済産業研究所の発行するディスカッションペーパーとしてまとめられた（RIETI Discussion Paper Series 20-E-092）。

関東大震災における災害情報の形成と展開 —関西地方からみた被災地・横浜—

横浜都市発展記念館 調査研究員

吉田 律人

(研究目的)

1923（大正12）年9月1日午前11時58分に発生した関東大震災では、約10万5000人が犠牲となったほか、東京市の東部、下町方面や横浜市は同時多発的な火災によって壊滅的な打撃を受けた。また、「朝鮮人暴動」に代表される流言（デマ）も広がり、それを信じた人々、さらに警察や軍隊によって多くの朝鮮人、中国人が殺害された。その後、焼け野原となった被災地では、内務大臣であった後藤新平を中心に復興計画が進められ、その事業を実施していく過程で、東京市や横浜市の姿は大きく変化していった。このように被災地となった京浜地域にとって、関東大震災は近代史上の大きな転換点となつたのである。

他方、関東大震災の影響は被災地だけにとどまらず、直接被害を受けていない地域、特に関西地方にも影響を及ぼしていった。関西地方では、京浜地域の被災者を救済するため、様々な施策が試みられる一方、大都市（大阪市・京都市・神戸市）では、この災害を契機に、京浜地域の拠点機能を奪おうとする動きも見られた。地方の救援活動を分析した北原糸子『関東大震災の社会史』（朝日新聞出版、2011年）があるものの、こうした「非被災地」の実態はほとんど明らかになっていない。

そこで本研究では、行政の対応や人々の救援活動の前提となる災害情報、被災地情報の広がりに注目しつつ、現地の文書館、図書館等のアーカイブズ調査から関西地方における関東大震災の実態を明らかにしていきたい。具体的には、横浜開港資料館所蔵の災害写真や新聞史料を軸に、関西地方における関連資料の調査を実施し、被災地となった横浜と関西地方との関係を浮き彫りにする。

(研究方法)

[I] 災害写真と被災地情報の伝播

被災地を捉えた災害写真はその惨状を視覚的に訴える上で大きな力を發揮する。東京と大阪の双方に拠点を有する朝日新聞社（東京朝日新聞・大阪朝日新聞）や毎日新聞社（東京毎日新聞・大阪毎日新聞）などの大資本の新聞社と異なり、資本力の弱い地方新聞社には、支局や出張所を置く余裕がなかったため、情報収集の面で技術的な問題があった。こうした新聞社に写真等の情報を提供したのが日本電報通信社（現・電通）などの通信社である。

横浜開港資料館は大阪電報通信社写真部（日本電報通信社大阪支社）や帝国通信写真部が配信したと考えられる災害写真のプリント98枚を保管している。これらは過去に読売新聞社等を通じて寄贈されたものだが、その来歴は判然としない。しかし、裏面の書き込みなどからおそらく関西地方の新聞社が編集作業に使用したものだと考えられる。関西方面の地方新聞の紙面を調査することで、災害写真の広がりを追いかけていきたい。

[II] 新聞に報じられた横浜の被災状況

横浜開港資料館は横浜市史編集室旧蔵の新聞を中心に、関東大震災時の地方新聞を「関東大震災関係新聞」として閲覧室で公開している。この資料群は被災地の惨状や行政の対応、また、避難者の行動を報じており、各地方における関東大震災の状況を窺い知ることができる。ただし、新聞各紙は体系的になっておらず、欠落部分も多い。そこで改めて関西の地方新聞を調査することで、同地方に伝わった横浜の情報、避難者の体験談等を抽出するとともに、京浜地域に対する関西地方の対応を収集していきたい。

[III] 行政文書の調査

上記の作業を踏まえた上で、各アーカイブズ所蔵の行政文書を調査し、関東大震災時の関西方面の動向を体系的に整理し、その実態を明らかにする。

(結果)

[I] 関西方面のアーカイブズ調査

コロナ禍のため、行動が大きく制限される状況であったが、①滋賀県立公文書館や②京都府立京都学・歴彩館、③奈良県立図書情報館において関東大震災に関する簿冊群の確認作業を行った。調査した主な簿冊は以下の通りである。

①滋賀県立公文書館

- ・『賑恤救済 関東震災救護録』〔請求番号：滋賀県庁文書-大-そ-12〕
- ・『賑恤救済 附関東大震災救援関係書類』〔請求番号：滋賀県庁文書-大-そ-16〕
- ・『賑恤救済 関東大震災救護録』〔請求番号：滋賀県庁文書-大-そ-17〕
- ・『賑恤救済 附関東大震災救援関係書類』〔請求番号：滋賀県庁文書-大-そ-18〕
- ・『罹災救助 附大正十二年県人共済会書類』〔請求番号：滋賀県庁文書-大-そ-24〕

②京都府立京都学・歴彩館

- ・『大正十二年 関東震災救護一件』〔請求番号：京都府庁文書-大12-80〕
- ・『大正十二年 関東地方震災一件』〔請求番号：京都府庁文書-大12-81-1〕
- ・『大正十二年 関東地方震災一件 別冊』〔請求番号：京都府庁文書-大12-81-2-1〕
- ・『大正十二年 関東地方震災一件 別冊』〔請求番号：京都府庁文書-大12-81-2-2〕
- ・『大正十二年 関東地方震災一件 別冊』〔請求番号：京都府庁文書-大12-81-2-3〕

③奈良県立図書情報館

- ・『大正十二年 関東地方震災救援一件』〔請求番号：奈良県庁文書-T12-2〕
- ・『大正十二年九月一日 関東地方震災救援一件』〔請求番号：奈良県庁文書-T12-3〕
- ・『大正十二年 関東地方震災救護一件』〔請求番号：奈良県庁文書-T12-13〕
- ・『大正十二年九月 震災救援ニ関スル書類』〔請求番号：奈良県庁文書-T12-18〕
- ・『大正十二年 震災救援一件』〔請求番号：奈良県庁文書-T12-19〕
- ・『大正十二年 関東震災救援書類』〔請求番号：奈良県庁文書-T12-20〕
- ・『大正十二・十三年 震災救援関係一件』〔請求番号：奈良県庁文書-T12-68〕
- ・『大正十二年 関東地方震災一件書類』〔請求番号：奈良県庁文書-T12-134〕

上記の簿冊群は既述の『関東大震災の社会史』などすでに一部が活用されており、横浜の状況も京都府庁文書を用いた北原糸子「海上からみた横浜の惨状—兵庫県理事官の関東大

震災救援の報告から—」（『年報首都圏史研究』第1号、2011年）や、滋賀県庁文書を用いた松本洋幸「横浜の「関西村」について—震災救護関西府県聯合のブラックとその後—」（『横浜市史資料室紀要』第5号、2015年）で紹介されている。しかし、改めて確認作業を行ったところ新しい発見がいくつもあった。

例えば、関西方面の救援に対する神奈川県知事や横浜市長、市会議長等の感書状のほか、横浜市民個人の感謝状も確認できた点である。これらから救済措置に対する具体的な反応が窺える。また、『賑恤救済 附関東大震災救援関係書類』〔請求番号：滋賀県庁文書一大・そ・16〕や『大正十二年 関東地方震災一件』〔請求番号：京都府庁文書・大12-81-1〕には、横浜市が臨時に発行した『横浜市日報』が綴られており、同紙の関西方面への拡大も確認できた。現在、『横浜市日報』は横浜市中央図書館に原紙が保存されているほか、横浜市役所市史編纂係編・発行『横浜市震災誌』第4冊（1927年）に発行の経緯等も記録されている。行政の対応を知る基礎的な史料であり、今井清一『横浜の関東大震災』（有隣堂、2007年）など、後年の研究でも幅広く活用されているが、管見の限り、地方への配布については言及されていない。横浜の被災状況を伝える媒体として『横浜市日報』が機能したことがわかる。

引き続き、関西方面のアーカイブズの調査、公文書等の確認作業を進めながら、同方面へ拡大していった関東大震災の影響を明らかにしていきたい。

〔II〕 関西方面の地方新聞調査

関東大震災が発生した1923（大正12）年9月当時、今回の調査対象とした滋賀県、京都府、奈良県には主に以下の地方新聞社が存在した。

①滋賀県

- ・『近江新報』〔発行：近江新報社、所在地：大津市伊勢屋町、創業：1890年〕
- ・『滋賀日報』〔発行：滋賀日報社、所在地：大津市辯屋町、創業：1901年〕

②京都府

- ・『京都日出新聞』〔発行：京都日出新聞社、所在地：京都市上京区柳馬場二条南、創業：1879年〕
- ・『京都日日新聞』〔発行：京都日日新聞社、所在地：京都市烏丸通竹屋上ル大倉町、創業：1912年〕

③奈良県

- ・『奈良新聞』〔発行：奈良新聞社、所在地：奈良市池ノ町、創業：1898年〕
- ・『奈良朝報』〔発行：奈良朝報社、所在地：奈良市陰陽町、創業：1903年〕
- ・『大和新聞』〔発行：大和新聞社、所在地：奈良市小西町、創業：1888年〕
- ・『大和日報』〔発行：大和日報社、所在地：奈良市角振町、創業：1891年〕

このうち関東大震災の発生（1923年9月1日）から紙面が連続的に残っている『京都日出新聞』（京都府立京都学・歴彩館所蔵）と『大和日報』（奈良県立図書情報館）を収集した。

〔III〕 その他

横浜開港資料館令和2年度第3回企画展示「レンズ越しの被災地、横浜—写真師たちの関東大震災—」〔会期：2021年1月30日（土）～4月18日（日）〕の開催を契機に、災害写真の研究者である沼田清氏（元共同通信社写真データ部）から通信社配信の写真情報と関連資料（不

動健治『写真遍歴七十年』（同盟写真部同人会、1975年）など）の提供を受けた。それから①日本電報通信社配信の写真や、②帝国通信社写真部の活動等が確認でき、横浜開港資料館所蔵の98枚の写真プリントを分析する手掛かりを得ることもできた。これに今回の調査で得た関西方面の地方新聞の写真情報、迫大平編『電通社史』（日本電報通信社、1938年）所収された回想録などの情報を加えることで、関東大震災における通信社の活動、災害写真の拡大過程を浮き彫りにできるだろう。

（成果・考察）等

今回の調査で収集した地方新聞、『京都日出新聞』と『大和日報』から関西方面に伝わった横浜の被災状況（災害情報）、災害写真の情報を整理してみたい。

関東大震災に関する『京都日出新聞』の報道は、1923（大正12）年9月1日夕刊の「各地の地震計を壊した近来稀な今日の地震」が最初で、京都市を中心に、関西地方で確認された揺れを報じている。この時点で東京との連絡が途絶えたとするのみで、震源地等については詳しく触れていない。しかし、翌2日の朝刊には、鉄道の被害を中心に、地震の様子を伝えたほか、横浜に停泊中の「某船」から得た情報として、「横浜に大火 地震に因るか」と報じた。そして同日夕刊で「東京横浜両市の大部分焼土と化す」と大々的に伝え、それ以降は被災地の隣県から電話を通じて伝えられた情報を紙面に掲載していく。また、京都日日新聞社とともに義援金の募集を行ったほか、関西方面の救援に関する動向も報じた。

被災地の写真が掲載されるのは、9月7日の朝刊以降で、2面に2枚（①「混乱雜沓を極めた日本橋、左方烟に包まれた高樓が三菱呉服店」、②「猛火に蔽はれた東京電燈株式会社」）、3面に3枚（③「屋根を跳ね飛ばされた御成門の角」、④「避難民が押合った上野公園」、⑤「焦土と化し寸草不生の日本橋通」）、4面に1枚（⑥「見事に中途から折られた浅草の十二階」）の写真を掲載している。いずれも大阪市北区中之島に所在した大阪電報通信社写真部（日本電報通信社大阪支社）が前日6日に配信したものである。以後、同紙は主に日本電報通信社の配信した写真を掲載、8日夕刊には、神戸経由の情報として大阪市助役有田邦敬の実見談とともに、「炎々たる猛火神奈川県庁を一舐めにす（横浜市震災画報）」を載せている。有田は「東京は案外早いかも知れないが、横浜は到底恢復の望みがない」と、壊滅した横浜の惨状を伝えた。しかし、写真は東京市内を撮影したもので、横浜市内の状況とは明らかに異なっている。伝播の過程で写真に誤った情報が加えられる可能性にも留意する必要があろう。

一方、『大和日報』は9月2日朝刊の「昨日正午、突如強震起る」が関東大震災に関する最初の報道で、「本日午後一時横浜停泊中の某船より潮岬局への無線電信に依れば横浜に大火あり多分地震に因るものならん」と伝えている。同日夕刊には、株式会社大和日報として「罹災救助義援金募集」を開始したほか、被災地の隣県から電話を通じて伝わってくる情報を記事にしていった。さらに静岡県の沼津方面の写真だが、3日夕刊から関東大震災に関する写真が掲載されるようになり、5日には「凄じい黒煙、東京電燈の全焼」と、初めて東京方面の写真を掲載する。そして翌6日以降は『京都日出新聞』と同様に、日本電報通信社が配信した写真も確認できるようになった。ただし、同じ写真であっても『京都日出新聞』と説明が異なるものもあり、こちらも比較検討が必要である。

以上のように、地方新聞の分析から災害情報の伝達についていくつかの課題が浮き彫りになった。今後は分析対象の幅をさらに広げつつ、内容を精査していきたい。

横浜地域在住の「フィリピン系移民第二世代」経験研究： アートによる調査方法論の検討

横浜市立大学都市社会文化研究科博士後期課程
仙波梨英子

(研究目的)

1980年代以降増加しているフィリピン系移民の中でも、日本で生まれ育った「第二世代」と呼ばれる人々が現在約10万人いると考えられており、かれらが日本社会の重要な構成員となっていることは確実だ。初期にあたる1980年代後半から2000年代前半生まれは、現在二十から三十歳代という青年期を迎えている。第二世代は、その96%がフィリピン人を母を持つということ以外、大多数の「日本人」と同じように、日本で生まれ日本で教育を受け日本語を話す人々である。フィリピン移民研究の文脈においてはこれまで、第二世代とは「母親がフィリピン人」である存在として、かれらの「アイデンティティ」が主要な研究課題とされ、そのための「名付け」行為が主流であった。しかし第二世代たちは、自らをグループの一員として位置づけることに関して多様な反応を見せており、その意味するところを先行研究において検討されているとは言い難い（仙波2018）。

今日、移民や越境することが日常の一部である人、社会的に周縁化されがちな人々に対して、従来の実証主義的な方法論とは異なるアプローチ「アートベース・リサーチ（Arts-Based Research：以下ABR）」が教育やソーシャルワークといった様々な現場で取り組まれている。ABRとは、広く芸術（アート）における発見的な思考や理解によって、従来の知の在り方を問い合わせ直す方法論であり、研究の在り方である。2000年代以降、欧米を中心に社会学や教育学、アートセラピーなどの幅広い領域で研究者たちによって用いられており、近年日本でも注目されている。その背景には、学術的な言葉では伝えきれない経験や、人間の複雑性といった、これまで研究上に表現されてこなかった世界を描きたいという研究者の課題が共通して存在している。

以上の問題関心と今日の研究方法論の動向を鑑みて、本研究においては「フィリピン系移民第二世代」の生活世界を、かれらのアートや自己表現からどのように理解しうるのか、ABRとの接続可能性について検討していく。

(研究方法)

感染症対策にともなう研究活動への制限が生じたため、当初予定していた対面での新規インタビュー調査は規模を縮小、同時進行で予定していたABRに関連する文献調査を中心におこなった。

文献調査に関しては、アートと社会、アートと経験、アートと知識、質的調査におけるアート等、ABRの理論的背景となる文献を幅広く参照した。また他者を「知る」という研究者の認識論に関する理論枠組・研究方法論の検討へも範囲を広げた。さらに、アーティストほどどのように現代社会をみているのかという動向を把握するため、国内のアート展覧会・アートと多文化理解の関連講座に参加するなどした。

インタビュー調査は、2016年に共同でアートプロジェクトをおこなったフィリピン系移民第二世代2名に、アートプロジェクトという経験の記憶と意味づけ、その後の人生においてのアートとの関わりほかを中心に聞き取りをおこなった。

(結 果)

1. 教育学者アイズナーによるアートベース・リサーチの特徴づけ

長年アートに基づく教育的探求をおこなったアイズナーは、ABRが可能にする方法論について「私たちが何を知り、どのように生きるかに影響を与える人生の質を捉えるために、表現の形式の能力を活用する研究へのアプローチ」であるとする（Barone & Eisner 2012 : 5）。人間は文化という文脈の中で様々な表現の形式をすでに持っている。視覚や聴覚、味覚ほかの身体的表現の形式である。その形式とは、教育哲学者のデューイの言うところの形式（form）に由来している。デューイは、芸術における形式（form）を「空間と時間によって組織されたもの（経験）に含まれている意味を、つまりそれを観る人の生活経験の展開の中にすでにあらかじめ準備され、現在にまで連続されている意味を、表現する技術」とした（デューイ 1934=2010 : 26）。

アートベース・リサーチという概念は、1993年にスタンフォード大学の教育イベントにおいて初めて用いられたと言われているが、アートと知の関係性、すなわち知識としてのアートの歴史はさらに遡ることができる。社会調査のプロセスにおける芸術性とは新しいものではなく、特に18世紀以前には芸術と科学の間に実質的な違いは認められていなかつた。たとえばルネサンス時代には、レオナルド・ダ・ヴィンチがその顕著な例として挙げられるように、芸術家と科学者の間に区別はなかった。さらに当時の西洋社会において、アートを制作すること、保持することは「知識を示すための道具」であった（レヴィ=ストロースの引用、Berger 1972 : 86）。

しかしながらその後アートと科学は二項対立で語られる図式が形成され、今日まで影響を及ぼしている。アートは、現代哲学の歴史においては長らくその特徴を装飾的なもの、感情的なものとしてみなされてきた。20世紀前半の経験主義者たちは、アートを人間の経験における感情を生成するための形式であるとしていた（Eisner 2008 : 3）。アートや「美」的なものは、経験の外部におかれてきたといえる。

他方でデューイは、日常的な経験としてのアートを重視していた。デューイは、アートを「知覚」（鑑賞）するという受け手側の行為について、「再認」（確認）と区別する。アートを知覚するためには、アートの受け手が自分自身の経験を〈創造〉しなければならない。受け手は、アートを単に見て確認するのではなく、モチーフをまじまじと眺め、そのアートがつくり出されるにいたったプロセスに思いを馳せるなどする中で、自分自身の経験が喚起されるかもしれない。アートの受け手とつくり手との間に相互作用が生じ、受け手に「再創造の活動」が伴ってはじめてアートは知覚されたことになるのである。デューイにおいてアートは、文化的装飾でも消費物でもない、経験を再創造し、組織化するものとして解釈される。さらにデューイにとって感情とは、出来事を経験として統合するためには不可欠であり、それが質的なまとまりを得た時に、経験は「美的」性質を持つとされ

た。美的経験とは知的経験とはつきりと分けられるものではなく、知的探求の動機として機能するのだという（堀越 2018：142）

このように ABR は、それ以外の方法では言い表すことができない意味を表現するためには、表現の形式の力を借り、言葉と言葉以外で人間の感覚と感情に働きかける知の営みであるといえよう。さらには、研究者とその対象者以外の他者へ、研究によってみいだされた知見を、経験として再度伝達する可能性も秘めているのである。

2. アートベース・リサーチへのよくある問い合わせ

ではアートを研究に持ち込みさえすれば、ABR は達成されるのだろうか。どうすれアートに基づく研究に関与することができるのか。カナダの教育学者、L・アーウィンらは、こういった類の質問は実際にしばしば教え子からなされると例示し、アートに基づいた研究実践とは「何を意味するか」を問うよりも、この実践を実際にを行うことで「どうなるか」がむしろ問題であると述べている。アーウィンらによれば、このような問いは結果主導の研究表象を強調する形式に基づいた質問であるとされ、ABR の実践者は、能動的に研究することや研究論文から意味を造り出すことへと研究行為を変位させることを志向している（Irwin 2013=2020）。

社会科学のフィールドにおいても「物語的転回」「視覚的転回」といった質的調査手法のパラダイム転換を経て、アートのパフォーマンス性を研究のプロセスに取り入れるという、ハイブリッドな手段として ABR は活用されている（Leavy 2015）。アートがもたらす知によって複雑な現象や研究対象への省察を深めていくことは、人文社会科学に共通する探究課題となっており、それらに向き合おうとする研究と実践の蓄積は分野を超えて積み上がっている。

（成果・考察）

最後に、日本で生まれ育った「フィリピン系移民第二世代」（以下、第二世代とする）らとともにアートに基づいた研究を遂行する意義について述べておく。インタビュー調査より、第二世代はフィリピン人母との間で言葉と言葉以外の特別なコミュニケーションをおこなっていることがわかった。それは家庭が多言語環境であるという意味にとどまらない。そこで相互行為とは、言葉に頼りすぎず、伝えることに重きをおいて工夫をこらす一方で、伝わらないことを前提としたコミュニケーションの在り方と言えようか。第二世代たちは「母の言葉」を文脈と身体感覚から全身で理解していた。他方で自分の言葉は、時に母には伝わらないと絶望する経験も少なくはなかった。

このような背景もあってか、第二世代の中には言語以外の表現手段を持つものが少なくない。絵や写真、音楽、ダンス、ファッショングが例として挙げられる。日本で日本語の教育環境で育った第二世代たちは、日本語でインタビューに応じてくれるが、かれらの家庭での言語環境をかんがみた際、かれらの表現に観察の対象を広げることは意味がある。むしろ言葉のみから、かれらの生活世界を理解しようとするることは不可能に近いだろう。

さらに ABR とは、私という「日本人」の研究者が他者として第二世代を研究する上で必要とされる方法論的視点であることがわかった。私は当事者ではない。大学院生という特

権的な立場で、学位のために研究をしている。一方で第二世代の多くは、差別や無意識のマイクロアグレッションに日常的に遭遇している。それらを避けるために「沈黙」化する場面も少なくない。このようなポジショナリティの非対称性は、第二世代の語りから

「声」を聴くことの難しさを示唆するだろう。マジョリティ／マイノリティ、研究するもの／されるもの、という二分法を乗り越える可能性がアートにある。なぜなら、何より私自身がイラストレーターとして活動しており、他者との交流に視覚イメージを用いているからだ。それは、私自身の絵を描くという行為から、身体的な知覚を通じて、第二世代の生きられた時間、空間、世界をまるごと捉えようとする試みだといえる。さらにアートの知覚に立ち返ることは、第二世代を捉え直すと同時に、私にとって私がどのように思考し知覚するのか、知ることであり自分自身と向き合うことを意味する。研究の方法論を問うことは、人間によってつくられた解釈枠組みを、様々な角度から研ぎ直し磨き上げていく行為だといえる。

したがって本研究は、第二世代についてアートを通じて理解を試みるという具体的な実践を事例に、研究活動としての「知る」方法を検討し、非当事者の「日本人」である私が、他者を知るために方法論研究として位置づけることができる。以上の研究成果は、研究発表の場で有益なフィードバックを受け、現在投稿論文を執筆中である。

(研究発表)

- 1) 仙波梨英子「私はあなたをいかに知ろうとするのか／私はあなたを知ってどう変わったのか：アートベース・リサーチ実践からの考察」，共創学会第4回年次大会，2020年12月5日，慶應義塾大学（オンライン）
- 2) SEMBA, Rieko “What Is Being Original? Art as a Tool for Understanding Japanese-Filipino Second-Generation Youth Life World in Japan.”, IV International Sociological Association, Forum of Sociology, Virtual Porto Alegre, Brazil（第4回国際社会学会）
2021年2月25日，ブラジル，ポート・アレグレ（オンライン）

(参考文献)

- Barone, Tom, & Eisner, Elliot W. 2011. *Arts Based Research*. SAGE Publications.
- Berger, John. 1972. *Ways of Seeing*. Penguin UK.
- Eisner, Elliot W. 2008. Art and Knowledge. *Handbook of the Arts in Qualitative Research*. 3–13. Thousand Oaks: SAGE Publications.
- Leavy, Patricia. 2015. *Method Meets Art*. Guilford Publications.
- Dewey, John. 1934. *Art as Experience*. Minton, Balch & Company (= 2010. 『経験としての芸術』. 栗田修訳. 晃洋書房).
- 笠原広一, リタ・L・アーウィン編. 2020. 『アートグラフィー：芸術家／研究者／教育者として生きる探求の技法』. ブックウェイ.
- 仙波梨英子. 2018. 「〈母はフィリピン人〉たちへのまなざしを省みる：在日フィリピン人の母と第二世代の関係性からの考察」. 『国際文化研究紀要』. 24: 219–46.
- 堀越耀介. 2018. 「J. デューイのデモクラシー論における美的経験とアートの役割」. 『研究室紀要』 大学院教育学研究科基礎教育学研究室. 44: 139–48.

国の制度と独自制度の使い分けに着目した市町村における無指定文化財の総合的把握と保存活用の手法に関する研究

横浜市立大学グローバル都市協力研究センター 特任助教
藤岡麻理子

(研究目的)

地域固有の歴史的文化的蓄積を活かしながら、独自の形で発展を進めることは、魅力ある都市づくりの一つの中心課題である。人口減少が進み、地域の活性化が求められる中では、地域資源を活かした固有の価値の創出は、持続的な地域づくりの観点からもより重要なとなる。そのための重要施策のひとつが、文化財保護法に基づく指定文化財に限らない、地域の多様な歴史文化資源（無指定文化財）を総合的に把握し、保存活用していくための枠組み形成である。2000年代には景観法と地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、歴史まちづくり法）が制定され、無指定の歴史的建造物等を指定し、その保存活用への国庫補助も可能となりうる制度が設けられたが、立地条件や所有者負担等を理由に利用が困難な例もあり、より広く多様な資源をすくい上げ、都市づくりの総合的な計画に位置づける方法が求められている。

一方、申請者らが2019年度に行った歴史的風致維持向上計画認定都市78市町村を対象とした歴史まちづくりに関するアンケート調査では、無指定文化財の指定等を行う独自制度があり、活用しているとの回答が16市町（全23制度）にみられた。そこで挙げられたのは、景観施策の一環としての自主制度や、地域社会がのこすべきと判断した事物を指定等する「地域遺産」とも総称される制度である。本研究は、無指定文化財の保存活用に関し、国の制度の利用にとどまらず、独自制度を維持または新設し、より重点的に活用している市町村があることに着目し、市町村がどのように国の制度と独自制度を使い分け、無指定文化財の保存活用のための全体的な制度的枠組みを構築・運用しているかを明らかにすることを目的とする。

(研究方法)

本研究では、市町村における無指定文化財の保存活用に関する制度と運用の実態を明らかにするため、①国の制度の運用状況、②独自制度の内容と運用状況、③国の制度と独自制度の使い分けの状況、を把握することとした。ここで、国の制度とは、景観法および歴史まちづくりに規定される建造物の指定制度である景観重要建造物、歴史的風致形成建造物制度等を指す。

方法は、ウェブ・文献調査と現地調査である。市町村のウェブサイトより景観計画、歴史的風致維持向上計画、関連する条例や要綱、その他関連する行政文書、論文等を収集し、整理分析を行った。また、市町村の制度が都道府県の制度と関わりをもつ例もあったため、適宜、都道府県の計画文書・規範文書等も参照した。

調査対象都市は、申請者らが2019年に実施した上記アンケート調査において独自制度が

あると回答した16市町をまず選定した（弘前市、盛岡市、水戸市、香取市、鎌倉市、小田原市、下田市、松本市、名古屋市、金沢市、京都市、奈良市、津山市、松江市、太宰府市、湯前町）。加えて、同調査では景観法に基づく景観条例において独自制度を定めている市町村も複数あることが明らかとなったため、歴史的風致維持向上計画策定市町村を含め、景観行政団体である市町村から独自制度をもつ市町村を抽出し、調査対象とした。現地調査は、名古屋市において歴史的建造物と町並み地区およびその周辺環境を踏査した。

（結 果）

①国の制度の運用状況に関する調査研究

景観計画、歴史的風致維持向上計画、および市町村ウェブサイトの情報より、景観重要建造物および歴史的風致形成建造物の指定方針、所有者支援策、実際の指定状況等を把握した。本調査研究は、先行するアンケート調査で独自制度の存在を把握している16市町村を対象とした。

歴史的風致形成建造物の指定方針としては、国登録文化財、都道府県指定文化財、市町村指定文化財、景観重要建造物を対象とすることは市町村間で共通する。そのほか、景観重要公共施設を含める例もみられる。一方、無指定文化財の独自制度によって指定等をうけている建造物を歴史的風致形成建造物の指定対象に含めることを明記する市町村は、16市町村のうち9市町村であった。ただし、独自制度の指定等対象を含めていない市町村の中には、独自制度の創設から間もない市町村もあり、その場合、今後の計画改定の際に対象に含められる可能性も考えられる。指定基準に関しては、意匠、形態、技術上の工夫が優れている、歴史性、希少性、痴呆性の観点から価値が高いもの、外観が景観上の特徴を有する、50年以上を経ている等、性質の記述は概ね共通していた。

景観重要建造物の場合、文化財関連制度での指定・登録状況等を要件とすることを明記する市町村は16市町村の中では京都市、太宰府に限られ、多くは、指定の方針として、景観上の特性、シンボル性、ランドマーク性、住民による親しみといった建造物の性質のみを挙げている。

②独自制度の内容と運用状況に関する調査研究

まず、景観行政団体となっている全市町村を対象都市、計画文書、ウェブサイト、例規集等を調査し、無指定文化財に関する独自制度の有無を確認した。独自制度の存在が認められた市町村については、景観条例を含め、それら制度を担保する法規等を収集し、その内容を把握した。国土交通省資料によれば、2020年3月末時点で景観行政団体は759団体であり、都道府県42団体を除くと、717市町村が自ら景観行政を行っている。そのうち、景観資源に関する指定・登録等制度を景観条例により設けている市町村が93みられた。

1) 独自制度のタイプ

ただし、それら独自制度の実態は多様である。景観形成上重要な建造物を専らの対象とする制度もあれば、景観資源や景観資産として、建造物、樹木、風景等を包括的に扱う制度もある。制度の活用状況も各々異なり、100件以上の対象を実際に指定等している例もあれば、仕組みを法律に設けるにとどまっていると推測される市町村も数多い。

建造物を専らの対象とする制度は、景観法委任条例に移行する前の景観自主条例時代の

指定制度を引き継いでいると推測されるものも多くあり、保存・修復への経費補助制度や技術支援制度を備えているものもみられる。一方、市民が愛着をもつ地域の風景やそうした風景を形作る要素を認定する制度の場合、市民からの推薦が可能であるが支援制度はないものが多く存在した。前者の行政による指定制度と後者の市民発意の制度を併存させる市町村もある。このような市民推薦に基づく、厳しい行為制限を伴わない登録制度は、まちづくりへの市民参加を図るものであるとともに、景観保全の対象の拡大を図るものともみることができる。

2) 景観重要建造物制度と独自制度との関係づけ

景観重要建造物は、独自制度で指定した建造物の中から選定すると定める市町村が複数みられた。さらに、独自制度の中でも指定制度と登録制度を設けるなど、階層分けをする例もある。

景観重要建造物は、指定されれば所有者等に適正な管理義務が生じ、増築や改築、外観等の変更には景観行政団体の長の許可が必要となる。そのため、場合によっては、税制上の優遇措置や修理・修景補助対象となるものの、所有者同意を得にくいケースも少なからずあることはこれまでにも指摘してきた。こうした中で、段階的な指定・登録制度を設けることは、所有者意識や市民意識の涵養という点で、また多様な活用方法を検討するうえで意義があるものと考えられる。

3) 都道府県による景観資源の指定等制度

景観条例において、地区指定を含め景観資源の指定等制度をもつ都道府県が16みられた。各都道府県下で景観行政団体になっている市町村に所在する景観資源も指定対象としている例もある。各制度の対象は市町村の制度同様、風景を対象とするもの、歴史的建造物を対象とするもの、景観地区を対象とするものなど多様である。中には、県と市町村が制度上連携するものもみられた。

福井県では、福井県伝統的民家の保存および活用の推進に関する条例が2006年に制定されており、県内各地域の伝統民家の認定が所有者の申請に基づき行われている。県が認定するものであるが、その支援事務は市町村が担っている。県下市町村の多くが同制度実施のための補助金交付要綱をつくり、支援の対象、上限額等を定めている。福井県の市町村では、無指定文化財の独自制度をもつ例は限られるが、県の制度を通し、無指定である民家建築の保護支援策が導入されているとみることができる。

③国の制度と独自制度の使い分けの状況

国の制度と独自制度の使い分けや併用については、市町村ごとにさまざまな方法や方針、工夫を見出すことができた。制度の関係性としては、上記②2) のように、国の制度と独自制度を階層立てし、独自制度による指定を国の制度による指定の前段階に位置付けている市町村がある一方、両者に相補的な関係性をもたせている市町村もみられた。

松江市や松本市では、歴史的風致維持向上計画を実施する中で、新たな歴史的建造物の指定/登録制度を設けるとともに、支援制度も導入し、保存・活用の推進を図っている。所有者の負担軽減や事務手続きの簡素化等も考慮されており、国の制度の適用対象が限定的にならざるを得ない中で、独自制度により、地域特性も考慮しながら、より広く歴史的建造物を把握、登録する意図がうかがわれる。その一方、以前より独自制度による指定を行

っていたものの特に金銭面での支援制度が十分ではなかった中で、国の制度による指定を重ねることで、国庫補助を活用し、保存活用を推進している市もみられた。

これらは国の制度と独自制度を使い分けつつ併用している例といえるが、中には、歴史まちづくりの取組みを進める中で、歴史的風致形成建造物の指定は行わず、独自制度による指定、登録を中心に歴史的建造物の保存・活用を進める例もある。これは、歴史的風致形成建造物の指定は、歴史的風致維持向上計画における重点区域内に限られること、および同計画が概ね10年の期限付きの計画であること等も背景にあると考えられる。

(成果・考察)

文化財保護法に基づく指定・登録には至らないものの、地域にとって価値があるモノやコトがあり、地域づくりに活かさるべきとの考え方は2000年代以降、特に強調されてきた。文化庁は2008年より、無指定文化財を含む地域の多様な歴史文化資源を把握し、その周辺環境を含めて総合的に保存活用するための「歴史文化基本構想」の策定を提唱し、2018年の文化財保護法改正では、市町村による「文化財保存活用地域計画」を制度化し、無指定文化財の法定計画への位置づけを可能とした。しかし、総合的把握と保存活用の方法は市町村に委ねられており、また市民側では行政リストへの記載は補助や規制と直結すると捉える傾向がある。いずれの市町村もマンパワーと財源が慢性的に不足している中では、把握の対象が国・地方指定等文化財にとどまる市町村も多くなることも懸念されており、対象を広げる方法や市民理解を得る方法等、地域社会として地域固有の資源を継承していくための創意工夫とその共有が求められている。また、歴史文化遺産の種類や立地、価値、所有状況等は地域によって様々であることを考えれば、その総合的な把握、状況に合った保存活用のためには、各市町村が国の制度の運用を内包する独自の制度的枠組みをもつ必要性も指摘できる。本研究では、無指定文化財の保存活用に関し、多様な市町村の多様な国の制度と独自制度の使い分けの手法を明らかにしたが、この成果は、上述の課題の検討を進める端緒になると考えられる。

なお、本研究に関連し、研究期間内に以下の発表を行った。

Mariko Fujioka and Masahiko Nakanishi (2020) A study on municipal efforts for the urban conservation in Japan -The municipal own system for the recognition of diverse cultural heritage-, The 10th International Academic Consortium for Sustainable Cities (IACSC) 2020, 2020.11.14 [Online Conference]

藤岡麻理子・中西正彦（2020）市町村における歴史まちづくりの取組み状況と展開要件に関する研究、都市計画論文集Vol.55、No.3、日本都市計画学会〔査読付き論文およびオンライン学会での口頭発表〕

藤岡麻理子（2021）台湾における都市の歴史的環境保全、神奈川大学アジア研究センター共同研究「アジアの社会遺産と地域再生手法」公開講演会、2021.2.1〔オンライン研究会〕

以上